

令和4年度奈良県公立高等学校入学者選抜における 学力検査の出題範囲の変更等について

令和4年1月25日
奈良県教育委員会

現在、県内の新型コロナウイルスの新規感染者が500人程度の日が続くなど、感染拡大傾向が続いています。このような中、県内学校における臨時休業の実施例も増加しており、特に、最終学年の生徒への影響が懸念されるところです。

これらの状況を踏まえ、今後実施する公立高等学校入学者選抜において、学力検査の出題範囲の一部変更など、臨時休業が受検生に与える影響を最小限に抑えるための措置を実施します。

1 学力検査の出題について

(1) 出題範囲を変更する検査（選抜の種類、教科）

特色選抜学力検査（2月18日）

… **数学**

一般選抜学力検査（3月10日）

… **社会、数学、理科**の3教科

(2) 範囲の変更

出題範囲のうち、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）に示されている第3学年の内容のうち、以下の部分を出題範囲から除外します。

【社会】…公民的分野「**私たちと国際社会の諸課題**」

【数学】…「**三平方の定理**」「**標本調査**」

【理科】…第1分野「**科学技術と人間**」（一部は出題）
第2分野「**自然と人間**」のすべて

2 検査の実施に向けて

(1) 校内で濃厚接触者とならないための**衛生管理等の徹底**

- ・学力検査等の2週間前から、行動記録をとる。
- ・校内でのマスク着用の徹底。
- ・登校時等において距離の確保の徹底。

など

(2) 濃厚接触者のうち、PCR検査を受けることができない生徒の受検機会について検討

- ・現在、追検査の受検としているが、中学校等での当日の学力検査等の実施などを検討